

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第19号

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 安城駅前第2駐車場の項を削る。

別表第3 安城駅前第1駐車場、安城駅前第2駐車場、三河安城駅南駐車場、三河安城駅北駐車場、安城駅北口広場駐車場、新安城駅北第1駐車場、新安城駅北第2駐車場、北明治駐車場及び桜井駅駐車場の項及び別表第5 安城駅前第1駐車場、安城駅前第2駐車場及び安城駅北口広場駐車場の項中「、安城駅前第2駐車場」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。